

# 大学共同利用機関法人自然科学研究機構教育研究評議会規程

平成16年4月1日

自機規程第 3 号

## (目的)

第1条 この規程は、大学共同利用機関法人自然科学研究機構組織運営通則（平成16年通則第1号）第10条に基づき、大学共同利用機関法人自然科学研究機構に置かれる教育研究評議会の組織運営等について定めることを目的とする。

## (評議員)

第2条 教育研究評議会は、評議員25名以内で組織し、機構長が任命する。

## (議長等)

第3条 教育研究評議会の議長は、機構長とする。

2 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名した理事がこれに当たる。

## (招集)

第4条 教育研究評議会は、議長がこれを招集する。

2 前項に定める場合のほか、教育研究評議会は、理事又は副機構長の求めに応じ、招集することができる。

## (任期)

第5条 評議員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第28条第2項第1号から第3号までに規定する役職員が、役職員としての身分を失ったときは、評議員を辞するものとする。

## (身分)

第6条 評議員は、非常勤とする。

## (開催)

第7条 教育研究評議会は、必要に応じて開催するものとする。

2 教育研究評議会は、経営協議会と合同で開催することができる。

## (職員の出席)

第8条 議長は、必要があると認めた場合には職員を教育研究評議会に出席させ、説明させることができる。

## (議事)

第9条 教育研究評議会は、評議員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することができない。

2 出席することのできない評議員は、書面をもって評決をなし、又は機構長、副機構長、理事に評決を委任することができるものとし、この場合には出席したものとみなす。

3 教育研究評議会の議事は、出席した評議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第10条 教育研究評議会の庶務は、事務局総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、教育研究評議会の議事の手続その他運営に関し必要な事項は、教育研究評議会の審議を経て機構長が定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。